

企業立地促進法関連税制

企業立地集積区域¹へ立地される場合は、事業者が行う設備投資について、以下の優遇税制があります。²

税の種類		対象業種	適用要件	内 容	通常 税率
国税	法人税	製造業（12業種） ³	機械装置の取得単価が1,000万円超かつ取得合計額3億円超 建物の取得合計額が5億円超	特別償却 機械 15% 建物 8%	30%
		農林水産関連業種 ⁴	機械装置の取得単価が500万円超かつ取得合計額4,000万円超 建物の取得合計額が5,000万円超		
県税	不動産 取得税	製造業 情報通信業 コールセンター 卸売業 自然科学研究所	不動産等の取得合計額が2億円超	工場・作業場用 等の建物及び その敷地の取得について課 税免除	4%
		農林水産関連業種 ⁴	不動産等の取得合計額が5,000万円超		
市町村税	固定 資産税	県税の不動産取得税の場合と同じ。ただし、市町村毎に対象業種・適用要件は異なる。		工場・作業場用 等の建物及び その敷地の取得について3 年間課税免除	1.4%

1 企業立地促進法に基づき市町村が定める区域

2 制度の適用にあたっては、企業立地促進法に基づく「企業立地計画」について、市町村を經由して県の承認を受ける必要があります。

3 化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業は除く）、時計・同部品製造業、眼鏡製造業

4 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業は除く）、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業

お問い合わせ先)

宮崎県庁 商工観光労働部 企業立地推進局 企業立地課 電話：0985-26-7096